平成２４年（フ）第１１１６６号
静岡県磐田市中泉591番地
破産者　有限会社コスモ・ジャパン
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１６７号
静岡県浜松市東区西塚町311―11
破産者　石津　輝二
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１６８号
静岡県浜松市東区西塚町311―11
破産者　石津三千代
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５６４号
千葉県市川市下貝塚１丁目７―24―302
破産者　吉澤　良武
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７２０号
埼玉県上尾市愛宕３丁目13―16
破産者　澁谷　昌之
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９２３号
東京都杉並区桃井２丁目12―８―102
破産者　佐藤　武仙
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９２９号
東京都足立区竹の塚４丁目４―２―101
破産者　カラオケ直哉こと　沼倉　直松
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９４０号
千葉県松戸市常盤平３丁目６―４―112、開始決定時の住所千葉県松戸市小金原９丁目―28―１―201
破産者　玉井　弘幸
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９４４号
埼玉県さいたま市岩槻区本町４丁目７―24―205
破産者　影山　光治
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９４５号
埼玉県さいたま市岩槻区本町４丁目７―24―205
破産者　影山　陽子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９５６号
東京都目黒区自由が丘１丁目16―２　如林荘
破産者　佐藤　純子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９９６号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺766―104
破産者　安藤　光紀
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０２２号
東京都目黒区洗足２丁目18―３―109
破産者　菅原　一之
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０２５号
千葉県千葉市緑区おゆみ野４丁目９―４　シティキューブＡ棟202
破産者　佐賀　勇美
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０２６号
千葉県千葉市緑区おゆみ野４丁目９―４　シティキューブＡ棟202
破産者　佐賀　時江
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０３８号
埼玉県八潮市大字南後谷15―２　レーベンハイム草加弐番館601
破産者　村上　　博
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０３９号
埼玉県八潮市大字南後谷15―２　レーベンハイム草加弐番館601
破産者　村上　良子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０４２号
東京都中野区江古田１丁目22―15　グレース71―101―Ｇ
破産者　石黒　　功
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０４４号
東京都練馬区豊玉南２丁目17―７―206、住民票上の住所東京都練馬区豊玉南３丁目27―18―102
破産者　岡田　貴弘
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０５１号
千葉県八千代市緑が丘２丁目22―１
破産者　安田　清人
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０７５号
千葉県我孫子市船戸２丁目21―１―302
破産者　本村　勝彦
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０７６号
千葉県我孫子市船戸２丁目21―１―302
破産者　本村千鶴子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０８４号
神奈川県川崎市中原区市ノ坪548
破産者　足立　典生
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部